

DVの正体を知り、早期の発見・相談へ

☎TAMA女性センター ☎(355)2110、☎(339)0491

DVの種類

暴力の形はさまざまで、複数の暴力が重なって行われるケースもあります。また、性別に関わらず被害者になる可能性があります。

経済的DV

生活費を渡さない・仕事を制限させるなどの、金銭の自由を奪う行為

身体的DV

相手の体を殴る・蹴るなどの、相手の身体を傷つける行為

性的DV

嫌がっているのに性行為を強要する・避妊に協力しないなどの行為

精神的DV

大声で怒鳴る・無視をする・脅すなどの、相手を精神的に傷つける行為

社会的DV

スマホを取り上げる・交友関係を監視するなどの、生活の自由を奪う行為

相談はTAMA女性センターなどの相談機関へ！

1人で悩まず、まずは気軽に専門機関にお話ください。周囲の方からの相談もお受けしています。

TAMA女性センターでは、DVだけでなく女性やLGBTQ+当事者からの相談を受け付けています。詳細は、公式ホームページまたは8面の「相談案内」をご覧ください。

また、市公式Twitter・LINEでは、チャットやメールで相談可能な窓口も紹介しています。

- ・TAMA女性センター ☎(355)2110
- ・東京ウィメンズプラザ ☎03(5467)2455
- ・東京都女性相談センター ☎03(5261)3110
- ・東京都女性相談センター多摩支所 ☎(522)4232

●夜間・緊急の場合

- ・警察 ☎110
- ・東京都女性相談センター ☎03(5261)3911 (受け付け時間外の緊急の場合)



配偶者間だけではない「デートDV」

主に若年層のパートナー間で起こるもので、「愛しているなら、相手が自分の思い通りになることが当たり前」と考え、パートナーを支配し、自分の思い通りに扱うことが特徴です。また、「イライラ期(緊張期)」「バクハツ期」「ラブラブ期(安定期)」と呼ばれる3つの時期が繰り返されることで段々感覚が麻痺し、暴力が徐々にエスカレートしていくことも特徴の一つとされています。



事業のご案内

STOP! DV・児童虐待 ～みんなで考えよう、Wリボン～

子どもの見ている前でDVを行うこと(面前DV)は児童虐待にあたります。

パープルリボンは女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルですが、11月は児童虐待防止推進月間でもあることから、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせ、一体的に啓発を行っています。



☎11月30日(水)まで

●パネル展示

場 関戸公民館市民ロビー・京王プラザホテル多摩 4階ポピンズイトインコーナー 時間 各施設の開館時間による

●時計塔ライトアップを実施しています！

聖蹟桜ヶ丘駅前ヴィータ・コミュニエの時計塔

を2つのリボンの色にちなんでライトアップしています。



図書館連携企画展示

女性に対する暴力をなくす運動に関連した書籍の展示や、資料の配架を行っています。

☎11月30日(水)まで 場 聖ヶ丘図書館

講演会「ドラマで学ぶ『日常に潜むDV』—DV・デートDVなど、ジェンダーに基づく暴力を手掛かりに—」

大学生が作成したドラマ映像を見ながら、日常

生活で起こり得るDVなどについて分かりやすくお伝えします。

☎12月18日(日)午後2時～4時(1時30分開場) 場 消費生活センター講座室(ベルブ) 定 20人(申し込み先着順) 保 4人[1歳以上の未就学児対象。12月9日(金)午後5時までの申し込み先着順。保険料など1人100円] 講 堀口悦子氏(明治大学情報コミュニケーション学部准教授)

☎11月22日(火)午前9時から、公式ホームページのインターネット手続きまたは電話で、TAMA女性センターへ



毎年11月12日～25日は、国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

市は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」「多摩市女と男がともに生きる行動計画」に基づき、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを総合的かつ計画的に進め、運動期間中は重点的に啓発を行います。

